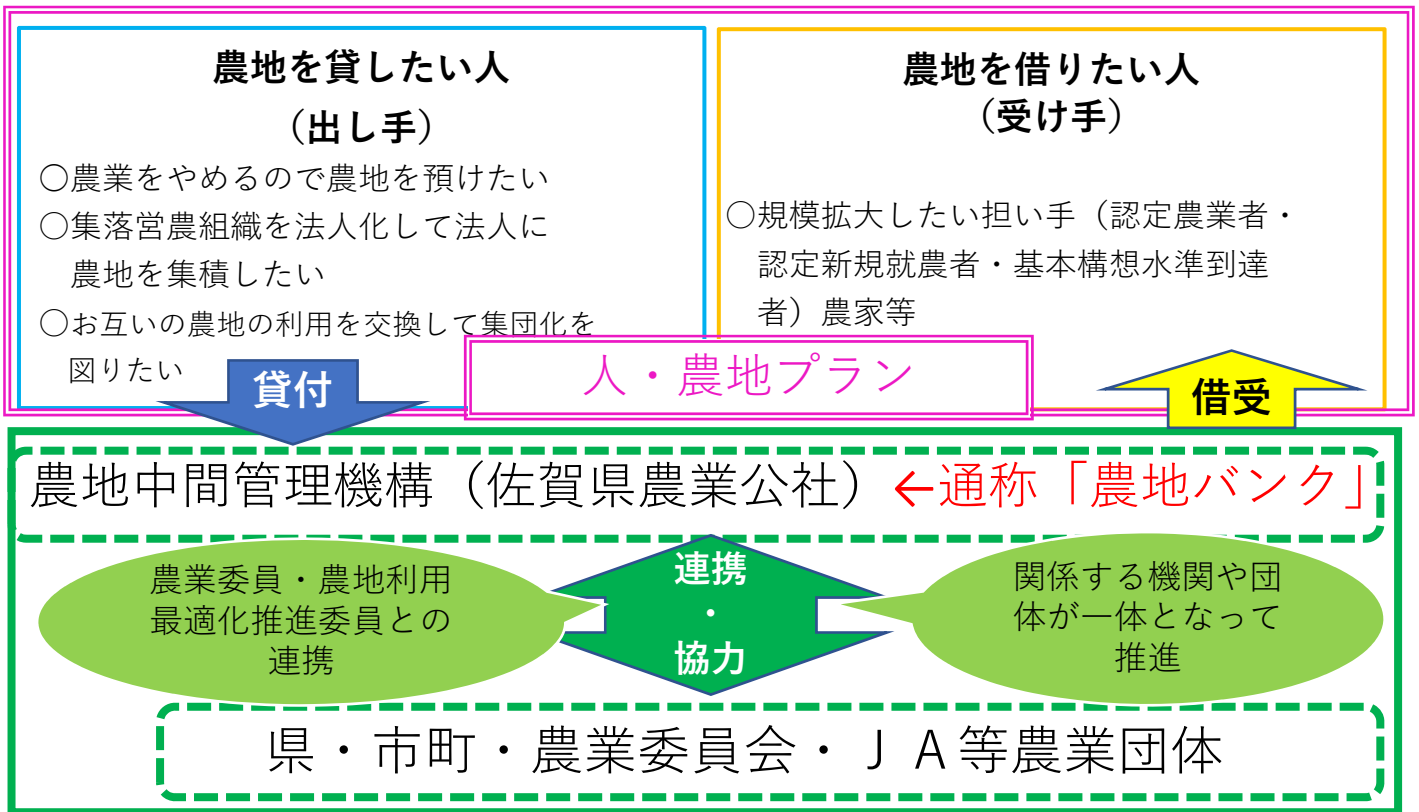


# 農地中間管理事業について

あなたの大切な**農地**の**貸し借り**をお手伝いします！



- 平成26年度から新たにスタートした農地の貸借を行う制度です。
- 法改正により**事務手続きの簡素化**や**円滑化事業の農地バンク事業への統合・一体化**が行われます。

## 公益社団法人 佐賀県農業公社

本所 〒849-0925 佐賀市八丁畷町8番1号 佐賀総合庁舎4階 電話 0952-20-1590  
 鹿島駐在所 〒849-1312 鹿島市大字納富分3192 (JAさが鹿島中央支所営農経済課内) 電話 0954-69-1600  
 唐津駐在所 〒847-0002 唐津市山本788-1 (JA唐津中央営農センター敷地内) 電話 0955-58-9070

市町名	課名	電話番号	市町名	課名	電話番号
佐賀市	農業振興課	0952-40-7117	吉野ヶ里町	農林振興課	0952-37-0347
唐津市	農政課	0955-72-9128	基山町	産業振興課	0942-92-7945
鳥栖市	農林課	0942-85-3563	上峰町	産業課	0952-52-7415
多久市	農林課	0952-75-4825	みやき町	産業課	0942-96-5534
伊万里市	農業振興課	0955-23-2557	玄海町	農林水産課	0955-52-2199
武雄市	農林課	0954-23-9335	有田町	農林課	0955-46-5616
鹿島市	農林水産課	0954-63-3413	大町町	農林建設課	0952-82-3151
小城市	農林水産課	0952-37-6125	江北町	産業課	0952-86-5615
嬉野市	農業政策課	0954-66-9119	白石町	農業振興課	0952-84-7121
神埼市	農政水産課	0952-37-0117	太良町	農林水産課	0954-67-0315

# 1 農地中間管理事業の主なメリット

## 🌱 農地を貸したい人（出し手）

- 貸付けた農地は、機構が直接お借りし、賃料は機構が支払うこととなりますので安心です。  
※確実に賃料をお支払いします。  
受け手：賃料徴収12月10日 ⇒ 出し手：支払12月25日（休日の場合は前後の日）
- 貸借した農地は期間満了で確実に戻ります（希望すれば継続も可能です）。
- 公的機関なのでマイナンバーの管理は安全です。
- 所有する全農地（10a未満の自作地を除く）を新たに、一括して機構に10年以上貸し付けた場合、固定資産税の軽減（1/2に軽減）が一定期間、受けられます。
  - ①15年以上の期間で貸し付けた場合には、5年間。
  - ②10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には、3年間。
- 「金納」のほか、相手との合意があれば、「物納」も可能です。



## 🌱 農地を借りたい人（受け手）

- 賃料は、複数の地主がいる場合でも一括して機構へ支払えばよく、手間を大幅に省くことができます。（機構に支払うだけで、各地主への支払は機構が行います。）  
※地主への振込手数料は機構が負担します
- 農地の貸し付けは、受け手の規模拡大の希望に配慮しつつ、団地化などを考慮しますのでより効率的な規模拡大が図れます。また、地域の話し合いにより、交換・再設定を進めて、団地化を図り、より効率的な農業経営の実現を目指すことができます。
- 国等の事業では農地中間管理事業の活用を要件とするものや採択を優遇するものがあります。  
※農地耕作条件改善事業（暗渠排水・畦畔除去等）

# 2 農地中間管理事業による貸借について

## ① 貸借期間について

- 利用権設定の期間は、極力10年以上の期間としますが、出し手と受け手との合意があれば、下限を3年とすることができます。

## ② 利用権の種類について

- 利用権の種類は、賃借権及び使用貸借（無料での農地の貸し借り）とします。
- 「金納」のほか、相手の合意があれば、「物納」も可能です。

## ③ 農用地の貸付先の決定について

- 農用地の貸付に当たり、現在権利設定がある農地や、現在の利用関係に基づき権利設定された農地は、優先的に配慮され、すでに効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにします。
- 農地の借受希望者の規模拡大、または、耕作している農地が分散し相互に入りくんで利用されている状況が解消できるよう適切に貸付を進めます。

# こんな時、農地中間管理事業の活用を！

## ○「集落営農組織の法人化による農地の集積」や「担い手への農地の集積」

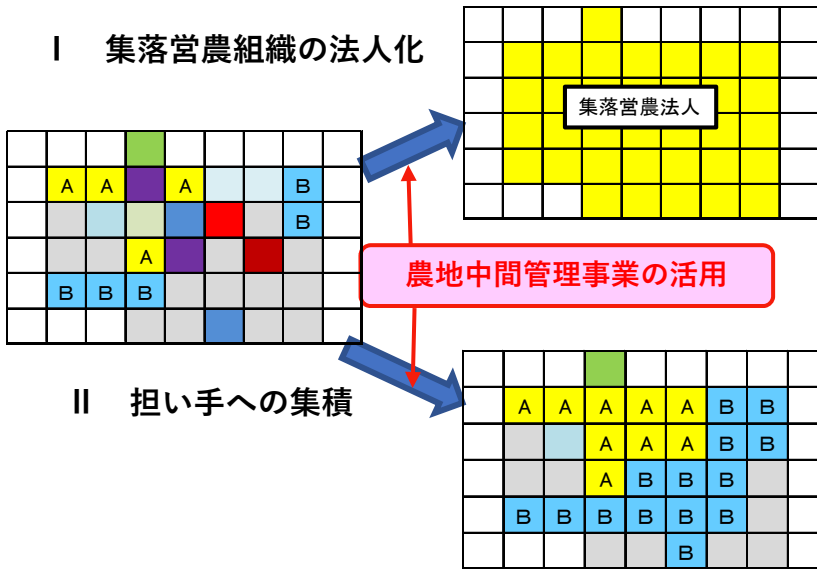
### I 集落営農組織の法人化による農地の集積

地域の実情に応じた、集落営農組織の法人化による安定的な担い手の育成と連携して、農地の利用権設定を推進します。

また、法人化後は、作付の団地化や露地野菜の導入等、法人の経営発展に向けた取組が重要です。

### II 担い手への農地の集積

高齢化等により、リタイアする農業者や経営転換する者の農地を、まとまりのある形で地域内の担い手に集積するなど、将来の地域農業の担い手を育てていくことが重要です。



集落営農組織数の推移

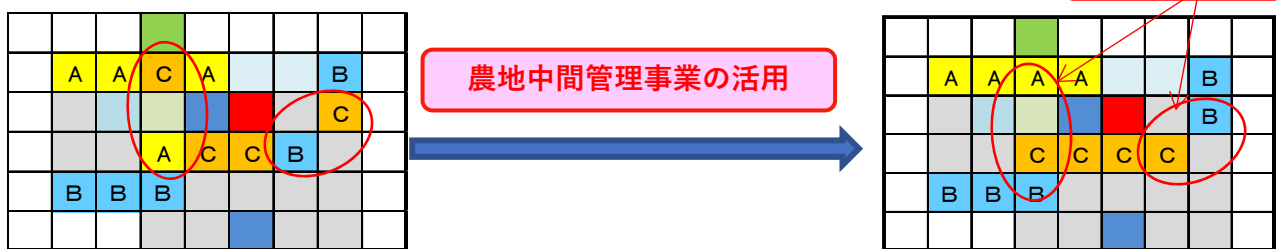
平成31年3月31日現在

	集落営農組織数	うち集落営農組織数	うち法人数
～平成24年度	491	483	8
平成25年度	491	482	9
平成26年度	491	475	16
平成27年度	483	430	53
平成28年度	457	385	72
平成29年度	447	368	79
平成30年度	431	347	84

## ○農地の交換

農地が分散して、効率的な作業が出来ない場合などは、お互いの話し合いにより利用権の交換・再設定などを進めて、団地化を図り、より効率的な農業経営の実現を目指すことも重要です。

### 法人・大規模農家等担い手間の分散錯圃の解消

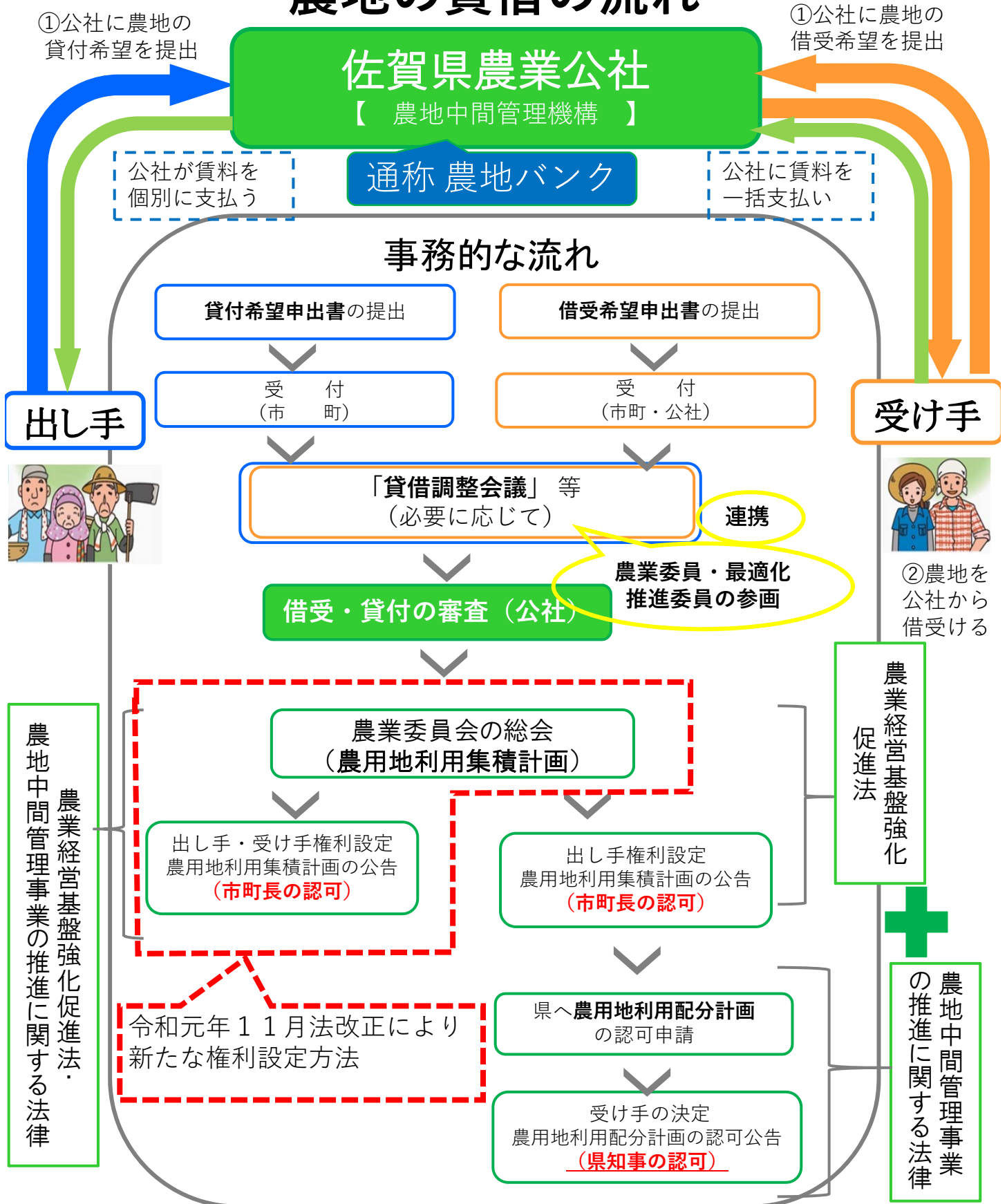


#### 実施手順

- ① ○○集落や大規模農家の現況耕作地図等をもとに話し合い
- ② 法人、大規模農家等から機構が農地を借り受け
- ③ 機構が借り受けた農地をそれぞれ法人、大規模農家等へ貸付け
- ④ 継続した取組により、分散錯圃を解消（借受者の変更手続きを行う）

※農地は、出し手から機構が借受けているので、借受者の変更のみで良いため、事務手続きがスムーズ

# 農地の貸借の流れ



○令和元年11月から、市町公告により出し手→公社→受け手へ一括で権利設定ができるようになります。また、出し手、受け手が決まっている場合も権利設定ができるようになります。  
(ただし、中間管理事業規程の貸付先決定ルールに基づいている必要があります。)